

東御市 環境をよくする条例 太陽光発電所 開発事業（土地形質変更）届出について

【届出書類一覧】

（届出書）

- 開発事業（土地形質変更）新規・変更届出書（様式第7号）

【添付書類】

(1) 付近見取図

- 位置図
- 案内図

(2) 造成平面図

- 利用計画平面図（レイアウト図）

※設置パネル数及び総発電出力の記載すること

(3) 縦断面図

- 造成断面図
- 太陽光パネル 断面図

※製品既製図で代用する場合は、日本語表示のものとする

(4) 排水路図

- 雨水排水計画書

※長野県HP「長野県内の降雨強度式について

<http://www.pref.nagano.lg.jp/kasen/infra/kasen/keikaku/koukyodo.html>」

を参考に計算すること

※10年に1度の雨が10分間降った場合で計算すること（10年確立10分）

- 雨水排水施設計画図

(5) 関連事業関係詳細図

- 太陽光パネル仕様書（写し可）
- 太陽光発電設備配線図
- 売電搬送電線位置図

※発電地点（起点）から買取地点（電柱終点）及び電柱立面図

- メンテナンス体制図
- 工事工程表

(6) 公図の写し

- 公図（写し可）

※計画個所がわかるようにすること

- 登記事項証明書 または登記事項要約書（写し可）

※届出者と土地所有者が一致すること

※土地を賃貸する場合は、届出者と土地所有者が締結した賃貸借契約書の写しを添付すること

※土地を売買する場合で所有権移転前の場合は、土地売買契約書の写しを添付すること

(7) その他必要な書類

○確約書 : 様式有

○事業計画確認書 : 様式有

※地元合意を得るため、区長（自治会長）、設置場所の近隣住民等への事前説明を行うこと、また、設置場所が区の境に位置する場合は、関係する全ての区へ事前説明を行うこと

※計画地から雨水などを道路側溝や用水路等に排水する場合は、その管理者に事前説明を行うこと

○経済産業省への関係書類の写し一式

※再生可能エネルギー発電設備の認定通知、認定申請書写し

○発電事業者と買い取り会社との系統連系に関する契約書の写し（届出に間に合わない場合は、申込書の写し）

○届出者が法人の場合、定款

○届出書類を司法書士や行政書士などが代行する場合、届出者からの委任状

【届出にかかる留意事項】

- ・提出部数は正副2部です。
- ・届出時期は、造成を含む工事着工の60日前までです。
- ・事業予定地が農地の場合、農振農用地除外・農地転用の手続きが必要ですので、農林課及び農業委員会にご相談ください。
- ・事業予定地が山林の場合、伐採するには「林地開発」または「伐採届」の手続きが必要ですので農林課にご相談ください。
- ・事業予定地が埋蔵文化財の地域指定に該当する場合、手続きが必要ですので生涯学習課にお問い合わせください。
- ・事業予定地が公共下水道区域に該当する場合、下水道受益者負担金（600円/m²）が発生しますので上下水道課にお問い合わせください。

平成28年2月1日 更新